

稚内市における子ども支援のネットワーク



『第2次支援システム』でもなおかつ対応困難な事例（学校教育の限界を超えると判断できる暴力・虐待・窃盗・DVなど）については、**稚内市児童問題連絡会** が児童福祉法第 25 条にもとづき総合的機関間の連携を生かして対応する。